

(2) 県営土地改良事業条例

○県営土地改良事業条例

昭和二十五年十一月二十五日
宮城県条例第六十七号

県営土地改良事業条例をここに公布する。

県営土地改良事業条例

(趣旨)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。)第九十一条第一項の規定による分担金の徴収及び法第九十一条の二第一項又は第六項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(平三〇条例五一・全改)

(分担金の徴収)

第二条 知事は、県営土地改良事業(第十条を除き、以下「事業」という。)の施行に係る各年度において、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき事業によって利益を受ける者(以下「受益者」という。)から分担金を徴収する。ただし、災害復旧事業(応急措置を含む。)、災害防止事業、基幹水利施設管理事業その他知事が必要と認める事業については、その受益者の意見を聴いて、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の場合において、同項に掲げる受益者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

(昭四五条例一三・昭六二条例三五・一部改正、平三〇条例五一・旧第四条繰上・一部改正)

(分担金の額)

第三条 前条第一項の規定により徴収する分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に百分の五十以内の割合を乗じて得た額から法第九十一条第六項の規定に基づき市町村に負担させる額(以下「市町村負担額」という。)を控除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業に係る分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額にそれぞれ当該各号に掲げる割合以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

- 一 災害復旧(応急措置を含む。)事業 百分の八
- 二 災害防止事業 百分の十八
- 三 基幹水利施設管理事業 百分の四十

(昭六二条例三五・全改、平四条例一八・平六条例一九・平一三条例二三・平二二条例三三・一部改正、平三〇条例五一・旧第五条繰上)

(分担金の徴収方法)

第四条 分担金は、各年度内にその全部を一時に徴収する。ただし、受益者の申出があるときは、当該年度内に分割して徴収することができる。

(昭六二条例三五・全改、平三〇条例五一・旧第六条繰上)

(分担金の減免)

第五条 知事は、当該事業に対し、物件、労力又は金銭等の寄附があつたときは、その額に応じ、分担金の一部又は全部を免除することができる。

2 受益者が災害その他避けることのできない事情によって分担金を納入する能力を失ったときは、その申立により、残余の分担金についてその一部又は全部を免除することができる。

(平三〇条例五一・旧第七条繰上・一部改正)

(分担金の変更)

第六条 知事は、事業の計画変更その他の事情により事業に要する費用が増加し、分担金の額を増加しようとするときは、あらかじめその旨を受益者に通告し、その意見を聴かなければならない。

(平三〇条例五一・追加)

(特別徴収金の徴収)

第七条 知事は、事業(法第八十七条の三第一項の規定により行う事業(以下「機構関連事業」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告をした日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。第三項において同じ。)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して八年を経過するまでの間に、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定により特別徴収金を納付する義務のある者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合に準用する。

3 知事は、機構関連事業の計画を定めた旨につき法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告をした日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告をした日の属する年度の翌年度から起算して八年を経過するまでの間に、当該機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

(平三〇条例五一・追加)

(特別徴収金の額)

第八条 前条第一項の規定により徴収する特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

- 一 当該事業に要した費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額
 - 二 当該事業につき第二条の規定により徴収する分担金の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額
 - 三 当該事業に係る土地を目的外用途に供することに伴い遊休化した施設(当該事業により整備された施設に限る。)を県が目的外用途に供することにより生ずる収入の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額
- 2 前条第三項の規定により徴収する特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。
- 一 当該機構関連事業に要した費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額
 - 二 当該機構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により負担させる負担金の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

(平三〇条例五一・全改)

(特別徴収金の徴収方法)

第九条 前条の規定により算定した特別徴収金は、その全部を一時に徴収する。

(平三〇条例五一・全改)

(特別徴収金の免除)

第十条 知事は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるも

のを含む。)に係る事業の用に供する場合その他知事が必要と認めるときは、特別徴収金を免除することができる。

(平三〇条例五一・追加)

(延滞金)

第十一條 知事は、受益者が分担金又は特別徴収金を納入期日までに納入しないときは、延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の例による。

(昭四五条例一三・旧第九条繰下、平三〇条例五一・旧第十条繰下・一部改正)

(納入期日の変更及び延滞金の減免)

第十二條 知事は、分担金又は特別徴収金の納入につき考慮すべき事情があると認めたときは、分担金若しくは特別徴収金の納入期日を変更し、又は延滞金の一部若しくは全部を免除することができる。

(昭四五条例一三・旧第十条繰下、平三〇条例五一・旧第十一条繰下・一部改正)

(罰則)

第十三條 受益者が詐欺その他不正の行為により分担金又は特別徴収金の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(昭四五条例一三・旧第十二条繰下、平一二条例七一・平三〇条例五一・一部改正)

(施行規則)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(昭四五条例一三・旧第十三条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例施行の期日は、知事が別に定める。但し、その期日は、昭和二十六年四月一日以降になることはない。(昭和二十六年三月三十一日規則第二十四号を以て昭和二十六年四月一日から施行する。)

(昭六二条例三五・旧附則・一部改正)

(分担金の額に関する特例)

2 農業用排水施設(ダムに限る。)の新設事業及び変更事業に係る第二条第一項の規定により徴収する分担金の額は、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、その年度に

おける当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に百分の二十以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

(平二条例三二・追加、平四条例一八・平三〇条例五一・一部改正)

- 3 前項の規定の適用がある場合における第三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第二項」とする。

(平二条例三二・追加、平三〇条例五一・一部改正)

(分担金の額に関する読み替え)

- 4 法附則第二項の規定により国から貸付けを受ける場合における第三条第一項及び附則第二項の規定の適用については、これらの規定中「交付を受けるべき補助金」とあるのは、「法附則第二項の規定により貸付けを受けるべき貸付金」とする。

(昭六二条例三五・追加、平二条例三二・平三〇条例五一・一部改正)

附 則(昭和三一年条例第一六号)

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第二九号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、昭和三十九年一月一日から適用する。

附 則(昭和四〇年条例第一三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第一三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の県営土地改良事業条例第八条の規定は、昭和四十四年度以降の新規着工(新規全体実施設計を含む。)に係る事業の分担金から適用し、同年度前の着工に係る事業の分担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和六二年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、昭和六十二年度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則(平成二年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の県営土地改良事業条例の規定は、平成二年

度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則(平成四年条例第一八号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第一九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成五年度の債務負担行為に基づいて施行する災害防止事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第七一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年条例第二三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五条第一項の規定は、平成十三年度以後にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金について適用し、平成十二年度以前にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則(平成二二年条例第三三号)

この条例中第三条ただし書の改正規定及び第五条第二項に一号を加える改正規定は平成二十二年四月一日から、その他の改正規定は平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第五一号)

この条例は、公布の日から施行する。